第二条第一項中「普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「普通交付税省令」という。）第四十八条第一項（普通交付税省令附則第十条の四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける市町村（以下「合併市町村」という。）」を「合併市町村」に改め、同項算式及び算式の符号を次のように改める。

算式

A－B≧0の場合　C

A－B＜0の場合　D

算式の符号

A　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B　当該合併市町村に係る普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

C　当該合併市町村に係る合併関係市町村ごとに前条の規定によつて算定した額に相当する額として第2項から第5項までの規定によつて算定した額の合算額

D　当該合併市町村について前条の規定によつて算定した額

第二条第三項を削り、同条第四項を次のように改める。

3　合併関係市町村に係る前条第一項第二号に規定する控除前財源不足額は、次の算式によつて算定した額を、合併関係市町村が当該年度の四月一日現在においてすべてなお従前の区域をもつて存続していたものと仮定した場合において各合併関係市町村につきそれぞれ普通交付税省令附則第十九条の十六第八項の適用がないものとした場合における普通交付税省令第四十九条の規定をもつて算定した基準財政需要額が普通交付税省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額により按分した額とする。

算式

（A－B）×α＋B

（A－B）が負数となるときは、Aとする。

算式の符号

A　普通交付税省令附則第19条の16第8項の規定の適用がないものとした場合における普通交付税省令第49条の規定により算定された普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Aに同じ。

B　地方交付税法附則第6条の3の適用がないものとした場合における普通交付税省令第48条第1項の算式の符号Bに同じ。

α　普通交付税省令第48条第1項の算式の符号αに同じ。

第二条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「合併関係市町村に係る」の下に「前条第一項第一号に規定する」を加え、「平成二十四年四月二日から平成二十五年四月一日」を「平成二十四年四月一日」に、「平成二十三年四月二日から平成二十四年四月一日」を「平成二十二年四月二日から平成二十三年四月一日」に、「平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日」を「平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日」に、「平成二十年四月二日から平成二十一年四月一日」を「平成二十一年四月二日から平成二十二年四月一日」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「基準財政収入額を」の下に「平成二十一年普通交付税省令附則第十九条の十六第六項の規定の適用がないものとした場合における」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「基準財政収入額を」の下に「平成二十二年普通交付税省令附則第十九条の十六第十三項の規定の適用がないものとした場合における」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「基準財政収入額を」の下に「平成二十三年普通交付税省令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「基準財政収入額を」の下に「平成二十四年普通交付税省令附則第十九条の十六第十四項の規定の適用がないものとした場合における」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　平成二十五年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十六年総務省令第六十三号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十五年普通交付税省令」という。）第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を平成二十五年普通交付税省令附則第十九条の十六第八項の規定の適用がないものとした場合における平成二十五年普通交付税省令附則第十九条の十五第九項、附則第十九条の十五の二第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた平成二十五年普通交付税省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第二条第四項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第四条中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

道府県の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率	等
補正指数が0.20未満のもの	A	B
同上0.20以上0.30未満のもの	0.920	0.3220
同上0.30以上0.40未満のもの	1.150	0.2760
同上0.40以上0.50未満のもの	2.530	−0.1380
同上0.50以上0.60未満のもの	3.910	−0.6900
同上0.60以上0.70未満のもの	5.520	−1.4950
同上0.70以上のもの	8.740	−3.4270
	8.740	−3.4270

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第1条関係）

補正指数区分	率	等
補正指数が0.10未満のもの	A	B
同上0.10以上0.20未満のもの	0.513(0.760)	0.1900(0.6460)
同上0.20以上0.30未満のもの	0.665(0.760)	0.1748(0.6460)
同上0.30以上0.40未満のもの	0.950(1.102)	0.1178(0.5776)
同上0.40以上0.50未満のもの	1.425(1.520)	−0.0247(0.4522)
同上0.50以上0.60未満のもの	2.356(2.850)	−0.3971(−0.0798)
同上0.60以上0.70未満のもの	3.382(3.990)	−0.9101(−0.6498)
同上0.70以上0.80未満のもの	4.712(5.548)	−1.7081(−1.5846)
同上0.80以上0.90未満のもの	7.144(7.030)	−3.4105(−2.6220)
同上0.90以上1.00未満のもの	7.144(7.410)	−3.4105(−2.9260)
同上1.00以上のもの	7.220(7.410)	−3.4789(−2.9260)
指定都市にあつては、括弧内の率等とする。	7.220(7.410)	−3.4789(−2.9260)

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　四二〇円（本体　三九〇円）　（配送料　別）